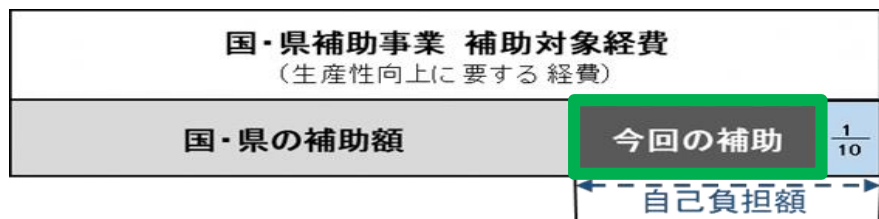


熊本県中小・小規模事業者 生産性・売上げ向上後押し事業補助金

生産性の向上に取り組み、従業員の賃上げを実施した事業者の皆様を支援します

補助金の概要

国または県の補助事業に係る補助対象経費のうち、自己負担額を1/10まで軽減
(上乗せ補助)



1件につき
最大
200
万円

$$(\text{国または県の補助事業に係る補助対象経費}) \times \text{補助率}^{\ast} = \text{補助金額}^{\ast}$$

(千円未満切り捨て)

※国または県の補助金の種類毎に「補助率」及び「補助金額の上限」を設定(詳細は熊本県ホームページを参照)

申請期間：令和7年4月30日(水) から 令和8年1月30日(金)[※] まで
※予算額に達した場合は、期限前であっても受付を終了します

交付対象者の要件

熊本県内に主たる事業所を有する中小企業者(法人・個人)であって、次の①～③を全て満たす者

① 国または県の補助事業を活用した

- ☛ 令和6年5月23日以降に、県が指定する国または県の補助金の採択を受け、かつ、交付の確定を受けていること

② 全従業員の賃金を引き上げた

- ☛ 令和6年8月9日以降に、令和6年度の熊本県最低賃金を超える額[※](時間額953円以上)に引き上げていること
※既に最低賃金を超えていた場合は、更なる賃金引き上げを行った場合が対象
〔ここでいう「従業員」には、役員、個人事業主本人及び同居の親族従業員、産休・育休・介護休業・休職中の従業員等を含みません〕

③ パートナースhip構築宣言を行った

- ☛ 「パートナースhip構築宣言」ポータルサイトに登録[※]していること

※登録方法等は、同ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)を参照

申請方法

熊本県ホームページから電子申請

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/233842.html>

※申請に必要な添付書類は裏面を参照



二次元コード

問い合わせ先

補助金事務局コールセンター

096-223-6801

受付時間 9:00～17:00
(土曜・日曜・祝日を除く)

熊本県中小・小規模事業者 生産性・売上げ向上後押し事業補助金

上乗せ補助の対象となる国または県の補助事業

国	熊 本 県
小規模事業者持続化補助金	くまもと型小規模事業者経営発展支援事業補助金
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	後継ぎ応援事業補助金
IT導入補助金	[注] ここに掲げる補助金であっても、「粹」・「コース」等によっては対象としないものがあります 
中小企業省力化投資補助金	
事業再構築補助金	
事業承継・引継ぎ補助金	
事業承継・M&A補助金	
中小企業新事業進出補助金	

電子申請に必要なとなる添付書類

- ① 国または県の補助金に係る「採択日」がわかる資料

☛ 採択通知書または採択者一覧など

② 国または県の補助金に係る「交付確定通知書」

③ 国または県の補助金に係る「最終的な補助対象経費」がわかる資料

☛ 交付決定通知書または経費明細表など

④ 引き上げ前の「賃金台帳」の写し(従業員全員分)

⑤ 引き上げ後の「賃金台帳」の写し(従業員全員分)

④と⑤は連続する2か月

⑥ 振込先口座の「通帳」の写し

☛ 口座名義(カナ)が分かる見開き部分

⑦ 賃金引上げセルフチェックシート ※賃金の支払い形態が「時給」以外の場合のみ

☛ 様式は熊本県ホームページに掲載あり

⑧ パートナiership構築宣言

⑨ 本人確認書類 ※個人事業主の場合のみ

☛ 運転免許証(両面)など
- 審査の過程で①～⑨以外の書類の提出を求める場合があります